

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 選挙第1号 大槌町選挙管理委員の選挙について

○議長（小松則明君） 日程第1、選挙第1号大槌町選挙管理委員の選挙を行います。

現在、選挙管理委員は来る3月25日をもって任期満了となることから、地方自治法第181条第2項並びに第182条第1項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員に小国峰男君、小笠原悦子君、小國榮一君、阿部義晴君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4氏を選挙管理委員の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4氏が選挙管理委員に当選されました。

○

日程第2 選挙第2号 大槌町選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（小松則明君） 日程第2、選挙第2号大槌町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

す。

現在、選挙管理委員補充員は来る3月25日をもって任期満了となることから、地方自治法第182条第2項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員補充員に順位を定め指名いたします。第一順位、芳賀俊明君、第二順位、小林敬二君、第三順位、松田 弘君、第四順位、谷藤邦範君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4氏を選挙管理委員補充員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4氏がそれぞれの順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

○

日程第3 報告第1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長(小松則明君) 日程第3、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長(伊藤幸人君) 報告第1号工事請負変更の締結の専決処分についてです。

専決処分書をお開き願います。

契約の目的。大槌町斎場敷地造成工事。

契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役天満昭広です。

今回変更した内容は、契約金額及び工期の変更でございます。変更前の契約金額1億8,014万4,000円を56万9,800円増額して、1億8,071万3,800円に変更したものです。

次ページの参考資料をお開きください。

工事概要及び変更内容をごらんください。変更前の工期、平成31年3月15日から令和2年3月13日を、変更後、平成31年3月15日から令和2年3月25日に変更したものです。

変更理由は、現場精査により駐車場、町道の舗装工を変更したことによる減額と、擁壁基礎の支持力を確保するため、地盤改良工を変更したことによる増額と、あわせて工期の変更を行ったものです。

専決処分日は、令和2年2月27日に行っております。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号を終わります。

○

日程第4 報告第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について御説明申し上げます。

次ページの専決処分書をお開きください。

契約の目的。津波復興拠点整備事業A地区整備工事（安渡地区）その2。

契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番地1、有限会社小松組、代表取締役小松泰朗。

変更内容の項目は、変更前の契約金額2億3,100万円を、78万6,500円減額し、2億3,021万3,500円に変更するものでございます。

次ページの資料をお開きください。

専決処分年月日、令和2年2月20日。

工事概要及び変更内容。工事場所は、上閉伊郡大槌町安渡地内。主たる変更内容とい
たしましては、本工事において実施しておる上水道工事において、近接する工事業者や
関係機関との調整により、作業ヤード内の安全が確保されることとなり、当初契約にて
計上しておりました交通誘導員の削減が可能となったことから、事業費の減額を行うも
のでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号を終わります。

○

日程第5 報告第3号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第3号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に
ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） それでは、1枚めくっていただいて、専決処分書
をお開きください。

1、契約の目的。町道小槌線外舗装繕工事。

2、契約の相手方。岩手県盛岡市愛宕町19番20号、東亜道路工業株式会社岩手営業所、
所長沖津 忍です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億7,105万
円を、260万2,600円減額して、1億6,844万7,400円に変更するものであります。

次のページの資料をごらんください。

専決処分年月日は、令和2年2月21日です。

変更理由は、現場精査による数量変更を反映したことによる減額でございます。また、
あわせて令和2年2月28日までの工期を3月27日までに変更しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号を終わります。

○

日程第6 報告第4号 「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る
報告について

○議長（小松則明君） 日程第6、報告第4号「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） 報告第4号「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る報告について御説明いたします。

今回の策定は、第1期大槌町子ども・子育て支援事業計画が今年度で期間満了となりますことから、新たに第2期計画を策定したものであります。

別添の概要版をごらん願います。

概要版の1ページ目ですが、計画策定の趣旨でございます。

平成27年3月に策定しました第1期計画が今年度で終期を迎えましたことから、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため第2期となる本計画を策定したところでございます。

計画の期間は、令和2年度から6年度の5カ年でございます。

なお、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても位置づけておりますとともに、母子保健計画の内容も踏まえて一体的に策定しております。

次に、計画の基本理念であります。

本計画は、「子育てで築くきずな地域の和～大槌の豊かな自然に囲まれて～」を基本理念とし、現計画である第1期の理念を継承した形としており、町全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。

2ページ目をごらん願います。

計画の基本目標としまして、子育てしやすい生活環境の確保、ワーク・ライフ・バランスの推進、子どもの健やかな成長、地域における子育ての支援など、生活環境の整備と安全確保、支援を必要とする子どもや家庭への取り組み及び母性並びに乳幼児等の健康確保、増進等へのきめ細やかな取り組みの6つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ろうとするものでございます。

3ページ目をごらん願います。

幼児期の教育・保育の量と見込みと確保の内容について記してございます。

ページの上段につきましては、教育・保育事業を実施する施設や保育の必要性の認定区分について説明しているほか、下段には保育園や認定こども園の量の見込みと確保の方策を掲載してございます。

この表の上段、量の見込みであります、これは実際に施設を利用する児童数の推計値でございます、これに対し表の下段、確保の方策については、町内の各施設の定員の集計数を掲載しております。

現時点での待機児童数は年度途中で発生してございますが、この計画が計画どおりに進むことで解消される見込みとなっております。

4ページ目をごらん願います。

地域子ども・子育て支援事業について記してございます。市町村が地域の実情に応じて実施する、地域子ども・子育て支援事業の内容を掲載をしてございます。これらは既に実施している事業も含めており、ニーズ調査を踏まえて目標事業量を設定しております。また、今後の施策の進捗状況やニーズの変化などによりまして、必要に応じ見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号を終わります。

○

日程第7 報告第5号 「大槌町食育推進計画（第2次）」の変更に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第7、報告第5号「大槌町食育推進計画（第2次）」の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） 報告第5号「大槌町食育推進計画（第2次）」の変更に係る報告について御説明いたします。

今回の変更は、平成26年度に策定した本計画の期間が9カ年であり、今年度が中間年であることをから上位計画との整合性を図りつつ、各分野で設定しております目標項目及び目標値の達成状況等を確認し、後半に向けた見直しを行ったものであります。

別添の新旧対照表をお開き願います。

1ページ。第4章、1、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進につきましては、毎日朝食を食べる割合を年齢別から総数で再設定したほか、肥満傾向にある子供の割合を増加傾向にある現状を勘案した目標値に変更したものでございます。

2ページ目をごらん願います。

(3) 生涯にわたる健全な食習慣の形成につきましては、毎日朝食を食べている者の割合、外食及び食品購入時の栄養成分表示を参考する人の割合などを追加したほか、低栄養傾向の者の指標とするBMI及び歯周疾患所見年齢の数値を変更したものでございます。

2、地域の農林水産業と食文化の特性を生かした食育の推進と食の安全安心についてであります。

3ページ目をごらん願います。

(2) 地元食材を活用した学校給食の推進につきましては、県産食材の使用に関する算定手法が変更になったことにあわせて目標値を変更したものでございます。

また、3、食を育む環境づくり、(2)食育推進のための体制整備につきましては、健康づくり連絡会のあり方に変更が生じたため目標項目から削除しておりますが、体制の整備に関しましては引き続き取り組んでまいります。

(3) 町民運動の展開につきましては、町の総合計画と整合性を図り目標値を変更したものでございます。

4ページ目をごらん願います。

第5章、計画の評価。表2、食育推進計画(第2次)目標一覧につきましては、これまで説明させていただきました各章及び各項目の指標の一覧であります。なお、通し番号につきましては、目標項目の削除及び追加等により変更してございます。

以上、御報告いたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番(阿部俊作君) 済みません。地元の食材、大変いいと思いますけれども、ただ、パンとか小麦なんかの輸入に若干の基準以下ではありますけれども、残留農薬とかそういう記事が出されたりしておりますけれども、パンをつくる場所にそういう安全な食材の要請とか、あるいは国産、国内の小麦粉、米粉を使うような要請とか、そういうものはどのようにお考えかお尋ねしたいんですが。

○議長(小松則明君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。

直接、我が保健福祉課のほうでの要請等は行ってございませんが、例えば学校給食等においては県のほうから派遣されている管理栄養士さんをもとにして献立等を作成してございます。そのパンの搬入に関しましては、県内の事業者等の納入を行っていると同

っておりますが、そちらのほうで子供のほうの健康によい食材を提供しているものと見込んでおります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そういうことで、子供に関して、学校給食に関してはやはりいろんな面で注意して見ていく必要もあるんじゃないかなと思ってお尋ねしたわけです。今後そういう注意活動というか、そういうのもしっかり見ていってほしいなということでございます。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

○

日程第8 議案第4号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第4号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第4号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

めくっていただきまして、新旧対照表をごらん願います。

第1条、課室の設置でございますけれども、改正前の部分の下線部分、都市整備課を削除いたしまして、改正後の下線部分、震災伝承推進室、協働地域づくり準備室、文化活動交流施設及び上下水道課を新たに追加するものでございます。

第2条、分掌事務でございますが、前条により削除または追加する課室に係る分掌事務の削除または追加を整理するものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日としてございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 条例の中に、協働地域づくり準備室ができるわけですが、9日の一般質問でも聞いたんですけども、本当に協働ってできるんでしょうか。役場に要望しに行った住民の対応のあり方とか、今度引き受けることになったコミュニティ総合支援室の室長にお聞きしたいんですけども。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 新設される協働地域づくり準備室につきましては、コミュニティ総合支援室が兼務発令として担当することになります。コミュニティ総合支援室、これまで4年間コミュニティーの再生ですとか形成支援のほうを担当してきたわけですが、住民の方々と一緒にお仕事をしていく中で教訓というか反省といたしますか、これ2点ございます。

1つは、行政サービスとしてスピード感覚を持って展開していく業務とは違って、住民の方々と協働して取り組んでいくには、やはりこの取り組みの方向性ですとか、それから取り組みの段どりですとか、そういったものをきちんと時間をかけて共有しながらやっていかないと、ともすれば一過性のような地域に根差さないような取り組みになってしまうことが多々あるなということを感じております。

また、2点目として、一緒に動く住民の方々は決して公務員ではない、行政手続に精通しているわけでもなければ、そもそも取り組みに専ら従事している方々ではない。一方で、予算とか権限を背景としない分だけ地域の方々とつながりやすさ、入りやすさというものがあるんだろうなと思っていて、こうした行政と住民団体の方々との強み、弱みという、強みを生かし弱みを互いに補い合うというそういうパートナーの関係づくりというものが大変大事なんだろうなと思っておりまして、こうした教訓と反省のもと、これから取り組んでまいりたいと思っています。

議会のほうからは、先般、町民の要望を責任を持って把握し、住民と担当課の話し合いをスムーズに進める専用窓口を設置するよう提言を受けております。こうした機能も担えるような形で室の運営に心がけてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 課の再編というか、多くなったり少なくなったりということなんですけれども、この職員の次の議題になりますけれども、102名も定数削減になるわけなんですけれども、この課の中で多くなるところ、あるいは少なくなるところと、それから影響についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 課室設置条例の話でございませうか。定員、条例のほうの関連となると思うんですけれども、お答えしてよろしいですか。（「人数について、それお願いします」の声あり）それでは、百何名減という、確かに百何名減ということで前の人数が、職員定数のほうが302名から200人ということでの定数条例の改正ござい

ます。ただ、こちらにつきましては、前の302名というのは復興の関係で平成24年、26年度に派遣職員さん、自治法派遣等を受けている職員さん等も、これ町の職員の定数にカウントしなければならないという実情がございました関係から、2度にわたって定数の改正を今までしてまいっております。平成24年12月の段階では150人の定数だったものに269人へ。平成26年3月26日の段階では269名だったものを302名まで定員、定数を拡大してございます。当然、復興を進める上で自治法派遣等受けなければ町の復興が進まないという現状がございましたので、定員、定数のほうもそれに比例し増大してまいりました。ただ、現状で、今現在で考えた場合、その定数の302という定数はもう現状に合ってきていない状況でもございますので、次の議案で説明もいたしますが、全体を302から現状に近い200人に定数条例を改正するというところでございます。ですので、足りる、足りないという話というよりも復興にあわせ職員の人数等もそれに現状にあわせて調整してきているということで御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 多くなるか、少なくなるかの部分での質問でしたよね。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 課の中のその人員は、配置はどうなるのかなということです。減らしたんだけどその辺は含めてと思って。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 各課に当然事務事業等の所属長ヒアリング等も実施いたしまして、また、組織を改編するにあつては当然それに伴う事務事業等の所管の移管がえ等々ございますので、その辺を踏まえ、また、派遣が入れる人員等も見込んだ中で最大限配慮するようにいたして配置のほうは考えているところでございます。それが足りないか、多いかという部分につきましては、なかなか断言できない部分はございますが、所属のほうにすればもっと人員が欲しいという部分もあるかにやとは思いますが、全体での調整の中で図ってございますので、そこは私とすれば、総務課といたしましては最大限配慮した人員で配置しているというふうに考えているところでございます。

（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第4号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第5号 大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第5号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表をごらん願います。

第2条職員の定数についてでございますが、表中の改正前の下線部分、水道事業所の部分を改正後の下線部分、上下水道課の事務部局と改正するものでございます。

また、表中の定数部分となりますが、町長の事務部局を253人から150人、教育委員会の事務部局を30人から25人、選挙管理委員会の事務部局を1人から3人、監査委員の事務部局を3人から2人及び上下水道課の事務部局を15人とし、合計を302人から200人に改正するものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日としてございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 済みません。現状の職員数、臨時職員を含めてどれぐらいでしたっけ。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 3月1日現在の数字でございます。正職員121人、町の任期付職員22人、割愛職員2人、自治法派遣57人、合わせ202名。そのほか臨時職員というくくりでございますが、こちらで抑えている部分はこの間も申しましたとおり77人ほどで抑えているところでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第6号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第10、議案第6号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長(三浦大介君) 議案第6号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴うものでございまして、第2条関係報酬の別表の部分の一部改正となっております。

なお、あらかじめお断りいたしますが、新旧対照表の形式ではなく改め方式だということ御理解をいただきたいと思っております。

別表中から削除した部分について、表中の区分及び報酬額の順に読み上げのほうをいたしますので、あらかじめ御了承願います。

教育委員会の委員のうち委員長、月額3万円。行政連絡員、年額23万4,000円以内。町有林看視員、新山、猿沢は年額3万6,300円以内。その他は年額2万9,100円以内。農業改良普及班長、年額1万3,200円。交通指導隊員、隊長は年額18万4,200円。副隊長が年額17万5,800円。隊員は年額16万5,300円。公民館分館長、年額3万9,600円。公民館分館書記、年額1万9,500円。社会教育指導員、月額13万1,700円以内。

以上、8件につきまして表中から削除のほうをさせていただきます。

なお、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日としてさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ただいま総務課長が、その削除する部分を読み上げました。この間の議会運営委員会の中でその部分、少しの部分説明を受けたんです。その謝金という形で支払うという説明を受けました。その部分、もう少し詳しく説明していただければと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 先ほど申しました、削除という部分でございますが、全てが今回ということではなくて、例えば、教育委員会のうち委員長という部分につきましては、そもそも改正が必要だったものにつきまして、その部分がおくれていたという部分での削除という部分もございます。そのほかの部分につきましても、全てが謝金ということではなくて、その中身によって、その業務の内容によっては謝金のほうに今まで報酬だったものを謝金のほうに移動をかけて、謝金としての支出という形になるものもあれば、場合によっては例えば、分館長という部分につきましては国のほうでは会計年度任用職員のほうの運用が適切だというような部分も示されてございますので、そうすると会計年度任用職員として給与または報酬という形で支出が変わるというものもございます。そういったところだということで御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。反対するものではないので、また聞きますが、この中で、この農業委員会のところなんです、非常勤特別職で成果報酬という文言がついていますよね。公務活動の中で成果報酬というのは、ちょっといまちどいうものをやった場合成果報酬として町長がお認めになって支払う、そういう例えばの例があるのであれば示した中でわかりやすく説明していただきたいと思うのですが。

○議長（小松則明君） 今、調べておりますので。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 申しわけございませんが、後ほどお答えいたします。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） いいです。後でじかに教えてください。ということはその、なかなかこの特別職の中で成果報酬ということは、聞いたことも余りないんで、なじまないのかなと思ってそこら辺聞きたかったです。

それで、もう一つなんです、この報酬の関係で20万、30万というこのわりかし高目、年額報酬で20万となれば結構大きな数字になると思うんですが、条例であれば、こういう場合は年に2回前期と後期に分けて支払うという条例がかかっているわけですが、実

際はどうなっているのかというところをまず教えていただきたいなと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 選挙管理委員会の部分ですか。済みません。（「含めて」の声あり）報酬につきましても、確かに年に2回で払っている形もあれば、年に1回でまとめてお支払いすることもございますし、そこはちょっとその報酬というか、その所管している部分での取り扱いという部分があるということは御理解いただきたいと思います。例えば、日額で報酬、非常勤特別職日額という当然でございます。そういったのになれば、その会議に伴って終わった直後にお支払いという形態もあるということで、ちょっとさまざまありますので一概に全てが一律でという支払いではないということで御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） ここで監査委員の報酬についてですけれども、震災前から震災中、今この復旧復興さ携わってやってきた人たちから見れば、ここにおられますけれども実際仕事はすごく頻度が高かったと、そういうのを見て日額から計算すればこの金額が妥当かなとは思いますが、実際はこの金額は余り動いてないと。そういう中から見れば、私はこれちょっと若干低いんでねえかなと思いますけれども、その辺について当局はどのようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） その報酬の額での単価という部分で見れば、私も低いのかなとは思いますが、ただ、やはりある程度この額を定めるに当たっては、今までの歴史的というか今まで他の市町村の動向とかそういったもの等を分析し、それぞれ各、例えば農業委員会もそうですし、監査委員もそうですが、そういった中で金額を定めてきたという経過があるということでございますので、一律に私が今低いから云々ということの判断はなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 総務課長から聞けば、そうかなとは思いますが、しかしながら、実際こういう議会があれば非常勤の人たちは登庁してくる。そしてまた、決算でもなんでもとにかく結構時間費やしてやっている割には、私低いと思います。この辺については、各市町村ともまた精査しながら考えるべきは考えて、やっぱり上げるべきは上げるべきだと思いますので、ぜひ検討しながら考えていっていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これの条例から先ほど読み上げた部分を削除するということだけれども、新旧対照がないとちょっと判断が難しい部分があるんですが。謝金にするにしても、そういうのは条例に特に定めなくてもいい部分ということで、ここから抜いたわけなんですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 確かに、見やすさで議員おっしゃるとおり新旧対照表で見せるほうが見やすさはそのとおりだとは私も思います。ただ、別表というのが結構な、結構なという言い方もあれかもしれませんが、結構縦長で、結構こうなって、それを新旧対照表に落としたらなかなか見づらいのかなというところもあって、改め方式で提案させていただいてございます。改め方式で提案したのは、新旧対照表じゃないとだめということではなくて、改め方式でも提案自体は問題はないというふうに思っている提案でございます。

○議長（小松則明君） よろしいですか。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 謝金のほうの条例とかそういうものはどうなのかなということでお聞きしたんですけれども。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 済みません。舌足らずな説明で大変失礼しました。謝金につきましては、条例制定で、条例で支給する必要はございません。あくまでも非常勤特別職に当たる今回の自治法等の改正は、そういった要は非常勤特別職に当たる方につきましては全て条例で定めないと支給ができないよというふうに国に準じた形で整理をきちっと地方公共団体もしなさいという改正でございまして、それに基づいて条例では報酬を支払う方は条例規定でということになりまして、謝金につきましては特に条例で定めなくてもそれは予算措置として謝金で計上すれば支出はできるということになります。なので、その支出根拠につきましては条例でなくても、例えば要綱であったり、町長決裁であったり、起案等で採用できるという内容のものでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第6号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第7号 大槌町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長(小松則明君) 日程第11、議案第7号大槌町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(藤原 淳君) 議案第7号大槌町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第3条公営企業の業務状況の公表中、改正後の下線部分、及び下水道事業を追加するものです。

なお、附則は令和2年4月1日から施行するものとしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第7号大槌町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第8号 大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第12、議案第8号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。消防課長。

○消防課長（菊池 俊君） 議案第8号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次ページの新旧対照表をごらんください。

これは成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないことと定められたことによります。よって、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除することとし、その他所要の条項を整備したことであります。

以上です。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第8号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第9号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第9号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 新旧対照表をお開きください。

この条例は、道路法第39条の規定に基づき定められておりますが、今回の一部改正は別表である占用物件の占用料の改正であります。国では、平成30年度に行われた固定資産税評価証明書の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令の改正を令和2年4月1日に施行することにしております。

また、岩手県においても県内の地価の実態を反映させた岩手県占用料徴収条例を令和2年4月1日に改正することから、これに準拠させるため当町の道路占用料を別表のとおり改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 去年の平成30年度のこの道路占用料の町に収入として入ったお金が366万円でございます。これがアップすることによって、これからふえると思うんですが、まずどの程度ふえるのか。その電気料金なんかはその料金でその部分を捻出するために料金徴収あるから一概には喜べないんですが、一応、歳入としてどの程度がふえるかというところをお知らせしてください。持っていなかったら後でいいですよ。

○議長（小松則明君） 当局、持ってなかったら持っていないなりに。東梅議員にお尋ねします。持っていない場合に、これは採決の部分ですが賛成するということによろしいですか。少々時間をください。（「いいよ、後でいい」の声あり）後でいいですか。（「後でいいよ」の声あり）進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第9号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。（聴取不能）可決されましたので、後で本人にお伝えください。

暫時休憩します。すぐ始まりますので、席がえのための暫時休憩でございます。

休 憩 午前10時51分

○

再 開 午前10時51分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第15 議案第10号 大槌町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第10号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。監査委員室長。

○監査委員室長（西澤勝広君） 議案第10号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらん願います。

第11条改正前、法第243条の2第3項を、改正後、法第243条の2の2第3項に。

第12条改正前、法第243条の2第8項後段を、改正後、法第243条の2の2第8項後段とする地方自治法の条項ずれに伴う改正を行うものであります。

附則といたしまして、施行期日を規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第10号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時53分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第15 議案第11号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第11号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。運動施設整備工事（その1）。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約の金額。10億4,973万円

4、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長、東海林茂美です。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は、令和2年2月28日に行っております。

工事場所、上閉伊郡大槌町新町地内。

工事期間は、本契約日より令和3年3月22日までです。

実施理由は、防災集団移転促進事業移転元に整備された、既設の仮設グラウンドを活用することにより、既設設備と移転元地の有効活用を図るとともに、公式競技が可能な施設として整備しようとするものです。

施行概要は、整備面積約3万800平方メートル。以下、記載のとおりとしております。次のページに施設平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ようやっここまでこぎつけたかなという思いがしています。3年ほど前から一般質問でも取り上げさせていただきました。それで、実施理由のところにある、この公式競技という表現がありますが、どのレベルの公式競技なのか。例えば、スポ少の県大会ができるのか、軟式ができるのか、硬式ができるのかについて再度お願いします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 軟式野球の公式戦ができるような球場ということになっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、硬式野球はできないということになるんだね。そのレベルのね。もちろん練習とかそうではなくて、硬式の公式競技ができないというようなことになるということでもいいんですね。はい。

それと、これが具体的に工事が始まるのが、今予算が通ってなっていくと5月か6月ぐらいからは入るんでしょうけれども、この工事が完了するまでの間、結局今使っている団体さん、スポ少とかいろんな野球チームだとかも出入りして使っているんですけども、この使えなくなっている期間のどうやってその人たちが、結局、片方では生涯スポーツは推進しているという。工事期間だから使えないよ、それじゃあ説明にならないと思うんだけど、その対応についてどの程度検討されているか伺います。

議長（小松則明君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鎌田精造君） いずれこれからの野球場とサッカーも含めて工事に入ります。今の栄町の人工芝の仮設グラウンド、そして吉里吉里の農村広場もいずれ少し若干

整備しなくちゃいけないという部分があるんですけども、そういった部分を含めて、多分少し利用度が過密になるのかもしれませんが、いずれそちらのほうを利用させていただくということとなっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 公共用地の使用に関しては、例えば、学園もあったり、今言うように農村グラウンドもあったり、栄町もあったり、既存のものがあります。煩雑にはなると思うけれども、結局工事期間1年あるからその間は使えませんよ、我慢してくださいよでは、やっぱり説明がなり立たないと思うので、いろんな調整はあると思うけれども、やはり開放し続けられるような体制がどこにあるのかということを探っていただきながら、今まで100使ってきたものがいきなり30ぐらいに落ちるとかっていっても、これもまた変な話なので、そこら辺善処して調整していただくように再度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） お答えいたします。

公共施設を個人あるいは団体の方々が多く使用して、そしていただくことは町民のコミュニティ活動も本当に盛んになるという。地域コミュニティーの位置とか活性化、そして住民団体と町が一体となってワンチーム大槌で取り組むことにもつながっていくと、そういうことで大槌町のますますの発展にもつながると考えております。現在、野球、サッカー場、公共施設工事を行っているところでありますので、完成するまでの間については使用者に不便をかけないように早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第11号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第12号工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。運動施設整備工事（その2）。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約の金額。7億8,672万円。

4、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長、東海林茂美です。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は、令和2年2月28日に行っております。

工事場所、上閉伊郡大槌町栄町地内。

工事期間、本契約日より令和3年3月22日までです。

実施理由は、防災集団移転促進事業移転元に整備された、既設の仮設グラウンドと隣接する場所に本工事を整備することにより、既設設備の移転元地の有効活用を図るとともに、公式競技が可能な施設として整備しようとするものです。

施行概要は、整備面積約2万2,200平方メートル。以下、記載のとおりとしております。

次のページに施設平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第13号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第13号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。吉里吉里地区雨水排水路整備工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目6番3号、有限会社岩間建設工業、代表取締役、岩間公人です。

今回、変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額5,845万4,000円を874万5,000円増額して、6,719万9,000円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は令和2年2月14日に行っております。

次に、参考資料をお開きください。

変更理由は、現場再精査に伴う数量の確定等の理由から、設計変更を行うものです。今次、増額内容といたしましては、雨水排水路の整備に伴い仮設管の撤去及び流入水路の整備を追加施工したこと並びに本施設の施工に伴う水かえ工を増工したことにより増額となるものです。

位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第14号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第14号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的。町道花輪田9号線道路改良工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町小槌第11地割76番地、株式会社藤原組、代表取締役、藤原 士です。

今回の議決事項は、変更契約でございます。変更前の契約金額4,730万円を332万

5,300円増額して、5,062万5,300円にする変更契約です。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は令和2年2月26日に行っております。

変更理由は、現場精査の結果、施工時の水かえ工を追加したことによる変更契約です。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第14号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第15号 大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第15号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議案第15号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

大槌町水産物生産流通施設は、現在、新おおつち漁業協同組合が指定管理を行っており、本年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、改めて指定管理者として指定するものでございます。

次のページをお開き願います。

施設の概要でございますが、名称は魚揚荷捌き施設、製氷貯氷施設、さけますふ化施設でございます。

次に、設置目的及び設置の施設の規模につきましては、記載のとおりでございますので読み上げは省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

指定する団体でございますが、新おおつち漁業協同組合、代表者は代表理事組合長、

平野榮紀。

設立年月日は、平成24年3月1日。

資本金は、令和元年5月31日現在でございまして、6,744万円でございます。

次のページをお開きください。

指定管理者が行う業務の範囲についてでございますが、施設の利用に関する業務、施設の維持及び保全に関する業務、天災その他緊急事態の発生における危機管理体制の整備に関する業務、その他業務として施設利用者の把握、報告書の作成としております。

説明については、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第15号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第16号 大槌町文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第16号大槌町文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（北田竹美君） では、大槌町文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定について御説明をいたします。

次ページをお開きください。

施設の概要でございますが、設置の目的は、町民の文化活動、学習機会及び交流の場を提供し、地域文化の創造、伝承及び発展を図るとともに、文化活動に関する情報を発信するという設置目的であります。

この施設は、大槌町文化交流センター。

そして、施設の内容でございますが、多目的ホール、それからレッスン室、会議室、スタジオ、震災伝承室、図書館という施設の内容になってございます。

指定する団体の概要でございますが、まず団体の名称は、一般社団法人おらが大槌夢広場でございます。

所在地は、上閉伊郡大槌町末広町9番29号。

代表者職・氏名でございますが、代表理事は上野未生。

設立年月日は、平成23年11月1日となっております、主な活動内容といたしましては、まちづくり事業並びに震災語り部ツーリズム事業を行っております。

指定管理の期間でございます。令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

指定管理者が行う業務の範囲は、そこに書いてありますとおり、1番、施設の使用に、いわゆる管理に関する事。2番、町民の生涯学習、文化活動及び学習支援の推進に関する事。3、震災及び防災に関する資料や情報の発信に関する事。そして施設の維持管理に関する事。最後は、図書館の運営に関する事でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） これについて反対するものではありませんけれども、まず、おしゃちの民間委託はやるわけですけれども、最初、民間委託に出してもサービスは変わらないって言ってましたけれども、その後すぐに移動図書館をやめるということになりましたけれども、今後もサービスを削るようなことってないんでしょうか。今、コロナウイルスで子供たちがお休みに入っていて、お年寄りの方たちも引きこもっている状態なので、もう少し移動図書館のほうを引き延ばしてやる、あげるということというのはできないんでしょうか。

○議長（小松則明君） 文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（北田竹美君） まずその移動図書館の件でございますが、これはですね、4月1日から指定管理に移すために移動図書館をやめるということになったわけではございませんで、これはもともと移動図書館というのは、この震災以後、仮設が至るところたくさんできました。この人たちに本をたくさん読んでいただきたいというこ

とがございまして、移動図書を整備をして、それでこれまで実施してまいりました。この仮設、特にその仮設が対象でございましたので、この3月31日をもって廃止されるということもございまして、その使命が終わったというふうに考えての廃止でございます。移動図書につきましては、さまざま各地でその本を読みたいという方、あるいはお年寄りもたくさんいらっしゃいますので、移動図書は今回でやめますけれども、さまざまな例えば、吉里吉里であっても赤浜であってもさまざまな、なかなか移動に、本を読むために動けない方々もいらっしゃいますので、今後は移動図書はやめますけれども、例えば、赤浜とか吉里吉里含めたその公民館とか集会所含めて本を読んでもらえる環境をつくりたいと、まずこういうふうに考えていますので、これは指定管理にするためにやめたものではないという御理解をまずお願いをいたします。

それからあと何でしたっけ。（「今後のサービス」の声あり）サービスにつきましては、おしゃちの多目的ホールやら、それからエントランスホールを今自粛させていただいていますが、これは御案内のとおりおしゃちはさまざまな方、県外からも、外国からもたくさんの人たちが入ってきます。ある意味、その濃厚接触者としての場所になり得るという懸念がございまして、私としてはその場所を政府が子供たちを学校を休みにしてまで子供たちを守ろうというこの趣旨から考えますと、そういう濃厚接触場所の可能性のあるところに子供さんたちをたくさん集めてイベントをするというようなこと、あるいは集まっていたくということは大変危険だというふうに考えまして、しばらくの御辛抱をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 今後のサービスのあり方です。

○議長（小松則明君） 文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（北田竹美君） 今後のサービスにつきましては、これまで直営で私は2年やってまいりましたので、このサービスレベルを下げることなく実施していただくために、この業務の仕様書というものを整備いたしました。施設の管理に関する仕様書、それから図書館の管理に関する仕様書。この2つの仕様書をつくりまして、微に入り細に入り、こういう業務をすること、こういうレベルを保つことということで仕様書で規定をしておりますので、その言葉でサービスレベルを維持してくださいねというようなものではなく、契約としてきちっとそのレベルを保っていただけるように整備してございますので、その点についてはまず御安心いただきたいというのと、それから

もう一つは、すべからく全て指定管理者にお願いするという丸投げではございませんで、この図書館につきましても、施設管理につきましても、役所の役場の中にその管理部門というのはこれまでどおり担当者として配置をして、その予算や企画状況について逐次意見交換をしながらレベルを保っていくと、こういう進め方をやっていこうというふうに考えてございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） おしゃっち初の指定管理ということですが、2点お伺いします。

現在の職員数、そして指定後の職員数ですが、これ組織員数が5名という指定団体さんがこれ出しておりますけれども、この5名で現在のその職員数に相当する動きができるのかという、そういう点と、それとあと、募集のアナウンスがちょっと積極的ではなかったのじゃないかなと私思うんですね。そうすると、初めから指定しますよという話で進んできたような、そういうふうに思われてもちょっと致し方ないような気がするような思いがあるんですね。やはりその競争の原理で、競合相手がいなければ、もちろんそれ今おっしゃっていましたが、サービスの低下につながるという懸念もございます。その辺についての御見解をお聞かせ願いたいです。

○議長（小松則明君） 文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（北田竹美君） お答えいたします。

まずその職員数でございますが、私ちょっと説明が足りないところもございましたけれども、この2ページ目に書いてあります組織員数、この5名というのは、おらが大槌町夢広場のいわゆる組織としての数でございます。実際、大槌町文化交流センターの職員数、これを仕様書で規定いたしました職員数は、図書館が4名、それから施設管理のほうで5名、合計9名で管理をすることというふうに定めておりますので、この人数については2年間直営でやってきた中での人数として十分に管理できる人数であるというふうに考えてございます。

それから、2番目の審査といいますか、その公募に当たってのPRがちょっと不足しているのではないかと御指摘ございましたけれども、これは広報を初め、ホームページ等でも規定の流れに沿って公募したものでございまして、それともう一つは、町内のメンバーとそれから町外の方々にも入っていただいた厳正なる審査を経て決めていただいたものと認識してございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この職員数が全体で9名ということで、現在と同じぐらいのその人数で動いていけるということで了解しました。

また、この募集については、3年後また新たに募集するわけでございますけれども、もっと競合する団体さんが出てくれば、それがサービスの向上につながっていくと、直結すると思うので、もっとPRあるいはアナウンスを積極的に行っていただきたい。そのように思っております。

町の持ち物で指定管理団体の管理、それと使用するのが町民の皆さんということで、この今までの町の持ち物、管理で使用するのが町民、この間に指定管理の団体さんが入るということで、なかなかその住民の声が、使用する住民の声が行政のほうに直接届きにくくなるのではないかなという懸念があるんですけれども、その辺の対策といいますか、何かしらの取り組み。先ほど、役場が管理して、仕様書などに沿って管理してもらうんだというお話もありましたけれども、それ以外に何かしら、文書で提出する以外に、実際にその人が詰めて、役場の職員の方が詰めて監視という言い方はちょっとおかしいですけれども、きちっと活動状況を見るという、そういうことは対策はとられるのかどうかお聞きします。

○議長（小松則明君） 文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（北田竹美君） お答えします。

この管理というのは、私の個人的な経験から申しまして、いわゆるその町の活性化、町のさまざまな町民の皆様と一緒にあってともにこの町の活性化のため何ができるかということを考えていく組織だと思っておりますので、いわゆるその役場が管理をし、そして目を光らせてというような形だけではなかなかその指定管理さんの思いというか、自由度が広がらないという部分もございます。ただし、それは自由に何でもやってくれという話でもないものでございますので、やり方としては先ほど仕様書できちっと規定をしますよというお話はしましたが、もう一つお伝えしたいことは、四半期もしくは3カ月に1度、この図書館施設管理を含めて施設管理の方々が実際にやっていただいている中での問題点がなかったのか、どういうことをしてきたのか、そういったその情報交換の場を定期的に設けて、お互いにそれぞれが持ち得ている課題をやり取りする中で、それを解決していきながら町のシンボルとしてのおしゃちをよいものにしていこうという、そういうその紙以外の活動といいますか、体制をとるということを考えてござい

ます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） コスト削減、指定管理にする団体が入るということでコストが削減されるということは、もう率直に評価したいと思います。それによって、サービスの低下につながっていくというふうになると、やはり本末転倒な部分があるので、しっかりとその辺対応していただきたいと思いますが、最後に何かあれば。

○議長（小松則明君） 文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（北田竹美君） おっしゃるとおりでございます、ともに、先ほどコミュニティ室長のほうからもございましたけれども、おしゃちの立場というのは、いわゆる1つの考え方、見方からすれば、町とそれから町の皆さんとのその協働作業で運営管理していくという方向性にもものつとるものだと思っておりますので、その辺につきましては、お任せしたから全て指定管理者でやってくださいというようなことにならないように。あるいは逆に、その役場の管理を強化してがちがちにその指定管理者さんの自由度をいろいろとやりにくくしないように、その辺はよく対話を通じてしかるべき方向、あるいはその課題を注視しながらいいものにしていきたいという思いでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 1つ確認をさせていただきます。

今は、公の施設である。例えば、生涯学習課の管轄の中に公民館とか分館がある。感染症対策で公の施設で自粛だとかなんとかってなります。今度は指定管理になったときに、例えば今回のような新型コロナ感染症みたいなものが発症したときに、さっきのような濃厚接触の危険があるのでっていったときの自粛してくださいとかっていう命令だとか、責任だとか、権限というのはこの指定管理者に行くのか。それとももとの行政がそこら辺は管理し機能していくのかについて。ここだけではなくて、いっぱいあるわけですよ。地域いっぱい集会所もつくりましたから。公民館は中央公民館の分館だという位置づけはわかりますけれども、こういう地域にある集会所だとかこういうものの取り扱いについての権限、責任についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（北田竹美君） お答えします。

文化交流センターの今言ったようなその危機管理といいますか、緊急事態の現場での

対応については、現場でどういう、例えばそのさまざまな洪水とか津波等もございませうけれども、その辺の行動についてのやり方については、おしゃっちはおしゃっちでどのように動くかということを取り決めておりますので、それにのっとってやっていただこうとは思っていますが、最終的な例えば今回のようなコロナのような事態が生じたとか、そういうことに関しましては実は、このおしゃっちの指定管理、いわゆる運用の面についてはおしゃっちにお願いをしておりますけれども、指定管理にお願いしておりますけれども、この施設の所長といいますか、その館長といいますか、あるいはその図書館長も含めまして、ここは直営、役場の者が管理をするというふうに仕立ててございませうので、その範疇で判断をして指定管理者に指示をするということになるというふうに思っておりますので、その辺のところは指定管理者が独自でやるということではなくて、あくまでも町全体としての視点で考えて、その場所をどうするかということについてはこれまでどおりというふうにお考えになっていただいても結構だと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） おしゃっちに関しては、不特定多数の物すごい人数の人が来るからそうですけれども、地域にある小さい集会所、桎内にもいろいろいっぱい集会所ありますが、そのその小さい集落でやっている集会所についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） いずれ集会所につきましても、こちらのほうの、私のほうのいずれ中央公民館長のほうで管理責任ということでやっていますので、こちらのほうで町の対策本部を通じて、そういったもし事態が起こった場合は指導指示を行うということになります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 3回目ですので。政府が今、自粛をお願いしているところでそれに従って町民の皆様に自粛をお願いするのはいいんですよ。拡大防止でいいんですけども、今度はそれが長引けばいろんなストレスになってきたり、今度はいろんな副作用が考えられるので、全国各市町村、教育委員会も通じながら最初は自粛してきたけれども登校日を設けたとか、やはり開放したとか、いろんな地域の実態に合わせていろんな工夫をなされていますので、そこら辺は今後やはり何週間かは続くので、そこら辺は注視しながら1回決めたからこうなんだよではなくて、いろいろ情報を入れながら対応をしていただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第16号大槌町文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第17号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第17号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて御説明申し上げます。

次ページ、総合整備計画書をお開きください。

1、辺地の概況。

（1）辺地を構成する町または字の名称。大槌町徳並。

（2）辺地の中心の位置。大槌町小槌第8地割字徳並22番地1。

（3）辺地度数。150点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。当該道路は、町の中心部と連結する乗り合いバスやスクールバスが運行する非常に重要な生活関連道路である。しかし、現在の幅員は4メートル以下である上、一部未改良のため不便を強いられている。そのため、順次拡張や改良の整備を行い、バスの運行や農林水産物の運搬を容易にし、地域住民の安全な交通と日常生活の利便を図る必要がある。

3、公共的施設の整備計画。期間は令和2年度から令和5年度までの4年間です。施設は市町村道・橋梁。事業主体は大槌町。事業費は2億2,330万円。辺地対策事業債の予定額は同額となります。

別紙に辺地計画の位置図と事業場所を示す図面をおつけしております。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第17号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第22 議案第18号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第18号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第18号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款町税 1 項町民税、補正額4,221万1,000円の減は、個人町民税、法人町民税の今年度実績見込みであります。

2 項固定資産税、補正額3,755万3,000円の増は、今年度実績見込みであります。

3 項軽自動車税、補正額120万円の減は、今年度実績見込みであります。

4 項町たばこ税、補正額2,013万円の減は、今年度実績見込みであります。

10 款 1 項地方交付税、補正額20億3,387万9,000円の減は、今年度の復興事業の実績見込みによる震災復興特別交付税の減であります。

12 款 分担金及び負担金 2 項負担金、補正額4,264万7,000円の減は、復興事業に伴う水道事業会計負担金の減であります。

13 款 使用料及び手数料 2 項手数料、補正額30万円の減は、税務事務手数料の今年度実

績見込みによる減であります。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額712万9,000円の減は、障害者自立支援給付費負担金等の実績による減です。

2 項国庫補助金、補正額5,346万7,000円の減は、被災者支援総合交付金等の実績による減であります。

15款県支出金 1 項県負担金、補正額1,367万7,000円の減は、応急仮設住宅等共益費負担金等の今年度実績見込みによる減であります。

2 項県補助金、補正額2,387万6,000円の増は、台風19号による農業施設災害復旧費の査定額の確定に伴う増等であります。

17款寄附金 1 項寄附金、補正額4,100万円の増は、ふるさと納税等の今年度実績見込みによる増であります。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金、補正額 9 億740万7,000円の減は、復興整備事業の実績見込みに伴う下水道事業特別会計繰入金及び漁業集落排水処理事業特別会計繰入金であります。

2 項基金繰入金、補正額13億468万8,000円の減は、復興事業等の実績見込みに伴う基金繰入金であります。

19款繰越金 1 項繰越金、補正額18億9,823万3,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入 4 項雑入、補正額268万4,000円の減は、コミュニティ助成金事業補助金等であります。

2 ページをお開きください。

21款町債 1 項町債、補正額6,360万円の増は、緊急自然災害防止対策事業債及び三陸鉄道災害復旧事業債等であります。

3 ページをお願いいたします。

歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額 4 億10万7,000円は、今年度のふるさと納税の実績見込みに伴うふるさとづくり基金積立金等であります。

7 項地方創生費、補正額800万円の減は、産業人材確保事業等の実績によるものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額3,057万2,000円の減は、国民健康保険及び後期高

高齢者医療特別会計繰出金等の今年度の実績見込みに伴う減であります。

2 項児童福祉費、補正額7,115万6,000円の減は、保育補助者雇い上げ強化事業補助金等の今年度の実績見込みに伴う減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額1,210万9,000円の減は、浄化槽設置整備補助事業の実績等によるものであります。

2 項清掃費、補正額22万8,000円の減は、岩手沿岸南部広域環境組合負担金の減等でありあります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額98万8,000円の増は、農業次世代人材投資事業補助金の増及び過年度多面的機能支払交付金返還金であります。

2 項林業費、補正額100万円の減は、大槌町産木材流通促進事業補助金の実績によるものであります。

3 項水産業費、補正額4,166万円の増は、県営水産基盤整備工事の前倒しに伴う負担金及び漁業集落排水処理事業特別会計繰出金であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額7,438万3,000円の減は、今年度の道路整備事業等の事業費精査に伴う工事費等の減であります。

3 項河川費、補正額2,200万円の増は、戸保野地区の農地崩落に係る河川改修工事費であります。

4 項都市計画費、補正額1,074万8,000円の増は、今年度実績見込みに伴う下水道事業特別会計繰出金等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額225万4,000円の増は、派遣指導主事給与負担金であります。

2 項小学校費、補正額300万円の減は、子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の今年度の実績見込みに伴う事業費の減であります。

4 項義務教育学校費、補正額584万円の減は、通学バス運行业務委託料の今年度の実績見込みによるものであります。

5 項社会教育費、補正額291万円の減は、大槌町湧水保全フォーラムの事業延期に伴うものであります。

6 項保健体育費、補正額100万円の減は、今年度の学校給食の実績見込みに伴う賄い材料費であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額7,277万9,000円の増は、台風

19号により被害を受けた農業施設の災害復旧工事費等であります。

4ページをお願いいたします。

12款1項公債費、補正額1,455万6,000円の減は、町債元金及び償還金の実績に伴う減であります。

15款復興費1項復興総務費、補正額1億4,067万6,000円の減は、災害復興特別交付税の精査に伴う下水道事業特別会計繰出金及び漁業集落特別会計繰出金であります。

2項復興推進費、補正額20億6,968万2,000円の減は、今年度の復興整備事業の事業費精査に伴う復興整備事業第1期工事等であります。

6項復興土木費、補正額7,687万円の増は、崖地近接等危険住宅移転事業補助金等の今年度実績見込みであります。

7項復興都市計画費、補正額9,520万2,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う安渡地区津波復興拠点整備事業に伴う各種工事等であります。

8項復興用地建築費、補正額1億9,252万5,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う防災集団移転促進事業に伴う用地買収費であります。

11項復興社会教育費、補正額1,862万7,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う埋蔵文化財発掘調査委託料等であります。

12項復興支援費、補正額2億5,109万7,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う中小企業被災資産復旧費補助金等であります。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。追加。

款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。款及び項が同一な場合は、款名及び項名の読み上げを省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、三陸鉄道災害復旧事業3,720万4,000円。

3款民生費2項児童福祉費、保育所等施設整備事業9,310万円。

4款衛生費2項清掃費、マテリアルリサイクル施設整備事業2億3,521万7,000円。

6款農林水産業費1項農業費、公用車購入事業200万円。緊急自然災害防止対策事業250万円。

2項林業費、森林経営事業235万5,000円。緊急自然災害防止対策事業250万円。

3項水産業費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金1万8,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）橋梁長寿命

化分2,300万円。町道新設事業940万円。社会資本整備総合交付金事業（通常）1,761万1,000円。

3 項河川費、緊急自然災害防止対策事業2,200万円。

6 ページをお願いいたします。

10款教育費 6 項保健体育費、旧町営球場解体事業710万円。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧事業、農業施設災害復旧事業 2 億2,727万1,000円。林業施設災害復旧事業3,116万7,000円。

15款復興費 1 項復興総務費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金1,030万7,000円。

6 項復興土木費、復興整備事業（効果促進） 6 億2,931万1,000円。

7 項復興都市計画費、安渡地区津波復興拠点事業 2 億5,000万円。赤浜地区漁業集落防災機能強化事業7,175万円。

8 項復興用地建築費、防災集団移転促進事業3,037万8,000円。赤浜地区漁業集落防災機能強化事業358万3,000円。

12項復興支援費、被災事業者支援事業2,300万円。まちのにぎわい創出事業 1 億5,000万円。

7 ページをお願いいたします。

繰越明許費変更。

款、項、事業名及び補正前金額、補正後金額の順に読み上げます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、小鍍線道路改良事業、 3 億6,110万円、 2 億774万3,000円。

11款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、現年発生災害復旧事業、 2 億4,600万円、 2 億2,909万3,000円。

8 ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正。変更。

事項、補正前期間、限度額、補正後期間、限度額の順に読み上げます。

学校給食調理等業務委託料（令和元年度）、令和元年度から令和3年度まで195万8,000円。令和元年度から令和3年度まで253万2,000円。

9 ページをお願いいたします。

第4表地方債補正。追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、

当初予算と同様のため省略いたします。

三陸鉄道災害復旧事業、3,720万円。

10ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

農業施設災害復旧事業、1,890万円、1,990万円。

林道施設災害復旧事業、1,830万円、2,170万円。

緊急自然災害防止対策事業、1億6,000万円、1億8,200万円。

以上、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23億6,515万7,000円を減額し、歳入歳出総額の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270億1,501万9,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑については、休憩の後行います。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時56分

○

再 開

午後 1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

質疑に入ります。6ページをお開きください。済みません。5ページです。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

6ページ。進行いたします。

7ページに移ります。変更。

8ページ。第3表債務負担行為補正、変更。進行いたします。

9ページ。第4表地方債補正、追加。進行いたします。

10ページ。変更。進行いたします。

13ページをお開きください。歳入。

1款町税1項町民税。進行いたします。

2項固定資産税。進行いたします。

3項軽自動車税。進行いたします。

4 項町たばこ税。進行いたします。

10 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

12 款分担金及び負担金 2 項負担金。進行いたします。

14 ページに移ります。13 款使用料及び手数料 2 項手数料。進行いたします。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。

15 ページに移ります。15 款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

2 項県補助金。

16 ページに移ります。17 款寄附金 1 項寄附金。

18 款繰入金 1 項特別会計繰入金。進行いたします。

2 項基金繰入金。進行いたします。

19 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

20 款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

21 款町債 1 項町債。

18 ページ。歳入を終わります。

19 ページ。歳出に入ります。

2 款総務費 1 項総務管理費。白澤良一君。

○ 2 番（白澤良一君） 1 点ほどお尋ねします。

歳出の企画費に三陸鉄道災害復旧補助金が計上されています。これ、さきの台風では被害が約 20 億円だと記憶していますが、この 3,720 万 4,000 円。町の負担、これはその負担の割合というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○ 議長（小松則明君） 企画財政課長。

○ 企画財政課長（藤原 淳君） 三陸鉄道の被害額が全体で 20 億円ということで、この費用については国が半分の 10 億円、残りの 10 億円は岩手県と沿線 10 市町村で負担するという形になっております。それで、当町のその負担分についてなんですけれども、この負担分については三陸鉄道への出資比率、それから町の財政力指数、駅の数、それとあとは人口の比率で負担割合が決まっております、大体町の負担割合は 7.5% となります。その結果、当町のこの三陸鉄道の災害復旧に係る負担額が 3,700 万円余りという形になっております。

○ 議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。

三陸鉄道って旧国鉄、それからJR、三鉄と経営主体変わってきているわけですが、何といたってもその地域の足の確保としては本当に大事だと思っています。ぜひ災害の強い鉄道づくりについて町のほうからも要望していただければありがたいです。

以上です。

○議長（小松則明君） 要望ということで。

進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

20ページ上段まで。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。

22ページに入ります。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

23ページ。8款土木費2項道路橋梁費。進行いたします。

3項河川費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

24ページ。10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

25ページ。6項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。進行いたします。

12款公債費1項公債費。進行いたします。

26ページ。15款復興費1項復興総務費。進行いたします。

2項復興推進費。進行いたします。

6項復興土木費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この工事請負費の臼澤人道橋のことでお尋ねしますが、今まで入札をしてもちょっと不調ということで今まで推移してきました。今回、また1億1,300万工事請負ということになっていますが、今後のその見通しというか、そういう部分を教えていただければと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） これまで臼澤人道橋は何回かやってきて全部不調になったり、あとは入札参加者がいなかったりというような状態が続いてきましたが、令和2年度、復興交付金も令和2年度ということになりまして、工程が大分きつくなってきたということで、今設計を見直しまして、仮栈橋を今度追加で計上しまして、両方の橋台を一度につくって行って、それから栈橋を使って真ん中のその橋脚をつくるというような形で、さらに工程をコンパクトにして、さらにその工事を、工事の施工が短い期間でちょっと単価も高くなるんですが、そういったことを復興庁のほうとも協議しまして認められまして、また今度の4月に入札を、入札というかその、をかけたというふうに思っております。（「わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7項復興都市計画費。進行いたします。

8項復興用地建築費。進行いたします。

11項復興社会教育費。進行いたします。

28ページ。12項復興支援費。

歳出の質疑を終わります。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第18号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第19号 令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第23、議案第19号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 議案第19号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

今回の補正の主なものは、保険給付費決算見込みに伴う増額及び繰入金等の確定による補正であります。

それでは、歳入歳出予算補正について、款項及び補正額を読み上げ、その内容を説明いたします。

歳入です。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税、補正額1,267万5,000円の増は、決算見込みによる増額であります。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額94万6,000円につきましては、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金から社会保障税番号制度システム整備費補助金へ科目の変更に伴う補正でございます。

5 款県支出金 2 項県補助金、補正額8,222万7,000万円の減は、決算見込みによる財政調整交付金の減額によるものであります。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額335万4,000円の減は、保険基盤安定負担金繰入金及び保険財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う減額でございます。

9 款 1 項繰越金、補正額 1 億501万2,000円の増は、前年度繰越金でございます。

2 ページをごらんください。歳出です。

2 款保険給付費 1 項療養諸費、補正額3,205万8,000円の増は、決算見込みに伴う療養給付費の増額でございます。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、補正額 4 万8,000円の増は、前年度補助金等の精査に伴う返還金の計上による増額でございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,210万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,864万4,000円とする補正になります。

御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。歳入。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。進行いたします。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

5 款県支出金 2 項県補助金。進行いたします。

6 ページ。8 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行いたします。

9 款繰越金 1 項繰越金。

歳入の質疑を終わります。

7 ページ。歳出に進みます。

歳出。一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第19号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第20号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第24、議案第20号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1 ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金、補正額658万3,000円の減は、受益者負担金等の実績見込みであります。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料、補正額526万7,000円の減は、下水道使用料等の実績見込みです。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額3,115万4,000円の減は、一般会計繰入金です。

2 項基金繰入金、補正額 2 億1,596万8,000円の減は、東日本大震災復興交付金基金繰

入金事業の精査によるものであります。

8 款 1 項町債、補正額2,900万円の減は、下水道事業債であります。

2 ページ目をお開きください。歳出です。

6 款復興費 1 項下水道整備費、補正額 2 億8,797万2,000円の減は、一般会計繰出金事業の精査によるものであります。

3 ページ目をお開きください。

第 2 表繰越明許費。追加。款項、事業名及び金額の順に読み上げます。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費。施設費（汚水）4,370万円。

4 ページ目をお開きください。

第 3 表地方債補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業。補正前の限度額 2 億9,120万円を、補正後は2,900万円減額して、限度額 2 億6,220万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億8,797万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,068万7,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費、追加。進行いたします。

4 ページ。第 3 表地方債補正、変更。進行いたします。

7 ページに移ります。歳入。一括します。進行いたします。

8 ページ。歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第20号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第25 議案第21号 令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第21号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

1款分担金及び負担金1項分担金、補正額3万1,000円の減は、受益者分担金の実績見込みであります。

2款使用料及び手数料1項使用料、補正額310万3,000円の減は、下水道使用料の実績見込みであります。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1億523万3,000円の減は、一般会計繰入金であります。

2項基金繰入金、補正額4億6,456万8,000円の減は、東日本大震災復興交付金基金繰入金、事業の精査によるものであります。

8款1項町債、補正額4,650万円の減は、漁業集落排水処理事業債であります。

2ページ目をお開きください。歳出です。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額6億1,943万5,000円の減は、一般会計繰出金、事業の精査によるものであります。

3ページ目をお開きください。第2表繰越明許費。追加。款項、事業名及び金額の順に読み上げます。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費。漁業集落防災機能強化事業5,890万円。

4ページ目をお開きください。第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前の限度額1億1,800万円を、補正後は4,650万円減額して、限度額7,150万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6億1,943万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,801万8,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページ。第 2 表繰越明許費、追加。進行いたします。

4 ページ、第 3 表地方債補正、変更。

7 ページをお開きください。歳入。一括します。進行いたします。

8 ページをお開きください。歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第21号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 26 議案第 22 号 令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第26、議案第22号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 議案第22号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページをお開き願います。

今回の補正の主なものは、負担金確定に伴う補正であります。歳入。

5 款繰入金 1 項一般会計繰入金、189万1,000円の減は、保険基盤安定負担金繰入金確定によるものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、189万1,000円の減は、保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1億2,997万4,000円とする補正になります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入。

5款繰入金1項一般会計繰入金。進行いたします。

6ページ。歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第22号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第27 議案第23号 令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第27、議案23号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案23号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条、令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額284万1,000円の減。計3億5,061万5,000円。

第1項営業収益、補正予定額1,530万円の減は、予定給水量の減額によるものであります。

第2項営業外収益、補正予定額1,245万9,000円の増は、工事請負費の増による国庫補助金等の増額であります。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額979万円の増。計3億9,984万5,000円。

第1項営業費用、補正予定額979万円の増は、水道施設撤去に係る工事請負費の増額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,719万9,000円は、当年度消費税及び、地方消費税資本的収支調整額4,863万2,000円、当年度分損益勘定留保資金4,265万2,000円及び過年度内部留保資金591万5,000円で補填するものとする。」に改める。

収入。第1款資本的収入、補正予定額2億1,731万5,000円の減、計5億1,284万8,000円。

第1項企業債、補正予定額4,130万円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

第2項補助金、補正予定額1億5,602万6,000円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

第4項負担金、補正予定額110万円の減は、工事請負費の減額によるものであります。

第5項工事負担金、補正予定額1,888万9,000円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

支出。第1款資本的支出、補正予定額1億9,877万1,000円の減、計6億1,004万7,000円。

第1項建設改良費、補正予定額1億7,079万9,000円の減は、配水設備改良費及び災害復旧費等の工事請負費の減額であります。

第4項繰出金、補正予定額2,797万2,000円の減は、CMR等へ一括委託している復興事業における水道会計負担金の減額であります。

第4条、予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的。配水施設整備事業、限度額、補正前1億230万円。補正後6,130万円。公営企業災害復旧事業、限度額、補正前4,570万円。補正後4,540万円。

起債の方法。利率、償還の方法については、補正前と同額ですので省略させていただきます。

第5条、予算第7条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

予算第8条に定めた経費以外の同一款内の間の流用。

第6条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額6,984万5,000円を6,741万7,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。2ページをお開きください。

第4条、予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

5ページに移ります。

5ページから6ページ。令和元年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。進行いたします。

7ページ。令和元年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。

1、営業収益。営業費用。

8ページに移ります。営業外収益。

営業外費用。進行いたします。

特別利益。進行いたします。

特別損失。進行いたします。

予備費。

9ページへ移ります。令和元年度大槌町水道事業予定貸借対照表。

資産の部。進行いたします。

10ページ。負債の部。

11ページ上段まで。

資本の部。

12ページに入ります。令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）説明書。収益的収入及び支出。一括します。

13ページにお移りください。資本的収入及び支出。収入一括します。進行いたします。

14ページ。支出一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第23号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第28 議案第24号 令和2年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第29 議案第25号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第30 議案第26号 令和2年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第31 議案第27号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第32 議案第28号 令和2年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第33 議案第29号 令和2年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第28、議案第24号令和2年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第33、議案第29号令和2年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、予算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算6件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、予算6件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会とする

ことと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、最年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後1時46分